

環生第 16-21 号
令和 5 年 6 月 16 日

松阪市長
竹上 真人 様

三重県知事 一 見 勝 之



松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する意見
について

このことについて、下記の事業者に対して、令和 5 年 6 月 16 日付けで別添写しのと
おり意見を述べましたので、三重県環境影響評価条例第 20 条第 3 項において準用する
第 10 条第 3 項の規定に基づき送付します。

記

事業者：松阪市
松阪市長 竹上 真人

事務担当：環境生活部 環境共生局
地球温暖化対策課 和田、若狭
電話 059-224-2366
FAX 059-229-1016

松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する

三重県知事意見

(総括的事項)

- 1 評価書の作成までに詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更が生じる場合は、それらを反映した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成すること。また、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画するとともに、事後調査項目、調査地点及び調査期間について具体的に記載すること。
- 2 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行ったうえで適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。

(個別的事項)

1 騒音

工事車両の走行及び埋立作業の実施に伴い発生する騒音については、基準値と同等かそれに近い数値となる予測がされていることから、適切な環境保全措置を講じ、環境影響の低減に努めるとともに、事後調査により効果の検証を行うこと。

2 水質

(1) 本事業により発生する浸出水については、供用開始後 15 年間は既設浸出水処理設備にて処理を行う計画とされている。このことから、既設設備の老朽化対策及び導水に係る漏水防止対策について、必要な措置を講じること。また、評価書の作成にあたっては、今後検討を行うとされている浸出水量の抑制対策について、具体的な内容を記述したうえで、対策に伴い生じる影響についても予測及び評価を行うこと。

(2) 浸出水処理施設の容量については、気候変動に伴う極端な集中豪雨等、様々な条件を元に十分な処理能力が確保できるよう設計するとともに、算定根拠について、評価書に詳細に記載すること。

(3) 地盤改良材としての使用が想定されているセメント系固化材については、六価クロムの溶出が懸念されることから、工事排水中の六価クロム濃度について、事後調査を実施するよう検討するとともに、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

3 地形及び地質

(1) 対象事業実施区域内で確認されている断層は、活断層である可能性が高いことから、設計にあたっては十分留意すること。

(2) 対象事業実施区域周辺に分布する一志層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に努めること。

4 陸生動物、陸生植物及び生態系

(1) 本事業の実施により、対象事業実施区域及びその周辺に残された森林が分断され、それぞれの生態系が孤立するおそれがあることから、事業の実施にあたっては森林の連続性を確保する等、地域の生態系に配慮した計画とすること。

なお、保全エリアの確保等の生態系に係る環境保全措置を検討するにあたっては、30by30の達成に資することも考慮し、健全な生態系として効果的に保全ができるよう努めること。

(2) 移植を行った陸生動植物について、事後調査により数の減少や衰退等の傾向が認められた場合には、速やかに追加の保全措置を講じるとともに、必要に応じ事後調査期間の延長を検討すること。

5 水生生物

(1) ホトケドジョウは高水温に脆弱な魚類であることから、事業実施にあたっては、樹木の伐採等により、生息地の水温が上昇することのないよう留意するとともに、保全エリア内の水温変化に関する事後調査の実施を検討すること。

(2) ドジョウ及びホトケドジョウの移植にあたっては、移植先の環境整備を行う等、環境収容力を増大させるような対策について検討すること。

6 廃棄物

浸出水処理施設から発生する脱水汚泥について、近年発生量が大きく増加している原因の検証を行ったうえで、発生量の抑制対策及び適切な処理を検討し、その内容を評価書に記載すること。